

○浅麓環境施設組合一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

昭和 21 年 4 月 1 日

規則第 1 号

改正 平成 30 年 3 月 15 日 訓令第 1 号

令和 5 年 2 月 17 日 規則第 3 号

浅麓環境施設組合一般職の職員の格付、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 41 年浅麓環境施設組合規則第 5 号）の全部を改正する。

一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則については、小諸市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成 4 年小諸市規則第 28 条）を準用する。

この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 15 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 17 日規則第 3 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。